

議案第46号

長久手市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について

長久手市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和6年6月3日提出

長久手市長 佐藤有美

説 明

この案を提出するのは、介護サービス事業者の新規指定等の申請に対する審査についての手数料について、介護予防支援事業者の事業者の指定等の申請手数料を新たに徴することに関し、長久手市使用料及び手数料条例の一部を改正するため必要があるからである。



## 長久手市条例第 号

長久手市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

長久手市使用料及び手数料条例（平成12年長久手町条例第5号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
別表第2（第3条関係） 【別記1 参照】	別表第2（第3条関係） 【別記1 参照】

## 【別記1】

## 改正後

種類	単位	金額	徴収の時期	備考
戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書の交付手数料の項から住宅用家屋証明申請手数料の項まで（略）				
介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第24項に規定する居宅介護支援事業（以下「居宅介護支援事業」という。）に係る事業者の指定の申請手数料	1件	3万円	申請のとき	
居宅介護支援事	1件	1万円	申請のとき	

定 申 請 ・ 更 新 申 請 手 数 料	業に係る事業者の指定更新 の申請手数料				
	介護保険法第8条の2第1 6項に規定する介護予防支 援事業（以下「介護予防支 援事業」という。）に係る 事業者（介護保険法第11 5条の4第1項に規定す る地域包括支援センターを 除く。）の指定の申請手数 料	1件	3万円	申請のとき	一体的に同種 のサービスを 行うために居 宅介護支援事 業の申請と同 時に申請する 場合を除く。
	介護予防支援事業に係る事 業者（介護保険法第115 条の4第1項に規定する 地域包括支援センターを除 く。）の指定更新の申請手 数料	1件	1万円	申請のとき	一体的に同種 のサービスを 行うために居 宅介護支援事 業の指定の更 新の申請と同 時に申請する 場合を除く。
	介護保険法第8条第14項 に規定する地域密着型サー ビス事業（以下「地域密着 型サービス事業」という。） に係る事業者の指定の申請 手数料	1件	3万円	申請のとき	当該申請に係 る事業所が本 市の区域外に ある場合の申 請を除く。
	地域密着型サー	1件	1万円	申請のとき	当該申請に係 る事業所が本

ビス事業に係る事業者の指定更新の申請手数料				市の区域外にある場合の申請を除く。
介護保険法第8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービス事業（以下「 <u>地域密着型介護予防サービス事業</u> 」という。）に係る事業者の指定の申請手数料	1件	3万円	申請のとき	当該申請に係る事業所が本市の区域外にある場合の申請及び一体的に同種のサービスを行うために地域密着型サービス事業の指定の申請と同時に申請する場合を除く。
<u>地域密着型</u> 介護予防サービス事業に係る事業者の指定更新の申請手数料	1件	1万円	申請のとき	当該申請に係る事業所が本市の区域外にある場合の申請及び一体的に同種のサービスを行うために地域密着型サービス事業の指定の更新の申請と同時に申請する

				場合を除く。
屋外広告物許可手数料の項以下 (略)				

改正前

種類	単位	金額	徴収の時期	備考	
戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書の交付手数料の項から住宅用家屋証明申請手数料の項まで (略)					
介護 保 険 事 業	介護保険法_____第8条第24項に規定する居宅介護支援事業_____に係る事業者の指定の申請手数料	1件	3万円	申請のとき	
所 指 定 申 請	介護保険法第8条第24項に規定する居宅介護支援事業に係る事業者の指定更新の申請手数料	1件	1万円	申請のとき	
更 新 申 請	介護保険法第8条第14項に規定する地域密着型サービス事業_____に係る事業者の指定の申請手数料	1件	3万円	申請のとき	当該申請に係る事業所が本市の区域外にある場合の申請を除く。
手	介護保険法第8条第14項	1件	1万円	申請のとき	当該申請に係

数 料	に規定する地域密着型サービス事業に係る事業者の指定更新の申請手数料				る事業所が本市の区域外にある場合の申請を除く。
	介護保険法第8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービス事業_____に 係る事業者の指定の申請手数料	1件	3万円	申請のとき	当該申請に係る事業所が本市の区域外にある場合の申請及び一体的に同種のサービスを行うために地域密着型サービス事業の指定の申請と同時に申請する場合を除く。
	介護保険法第8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービス事業に係る事業者の指定更新の申請手数料	1件	1万円	申請のとき	当該申請に係る事業所が本市の区域外にある場合の申請及び一体的に同種のサービスを行うために地域密着型サービス事業の指定の更新の申請と同





## 議案の概要

### 1 改正の趣旨

この条例は、介護サービス事業者の新規指定等の申請に対する審査についての手数料について、介護予防支援事業の事業者の指定等の申請手数料を新たに徴することに関し、長久手市使用料及び手数料条例の一部を改正するものです。

(背景・目的) 介護保険法の一部改正により、居宅介護支援事業者においても介護予防支援事業者の指定を受けて介護予防支援を実施することができるようになったことに伴い、応益負担の観点により、当該事業者から手数料を徴するものです。

### 2 改正の内容

- (1) 介護保険法第8条の2第16項に規定する介護予防支援事業に係る事業者（地域包括支援センターを除く。）の指定の申請手数料及び指定更新の申請手数料に関する規定を追加すること。（別表第2関係）
- (2) 所要の規定の整理を行うこと。

### 3 今後の影響

特にありません。

### 4 附則について

この条例は、公布の日から施行するものとします。